

Vol.14 No.68 2018年11月

土壌汚染対策法（土対法）の一部改正について

土対法の一部改正に関する以下の案についてパブリックコメントを実施しています。（H30.11.1現在）
特定有害物質の見直し（H31.4.1施行）

土対法による特定有害物質について、現行の「シス-1,2-ジクロロエチレン」に「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を併せ、「1,2-ジクロロエチレン」として指定されます。

施行規則の一部改正（H31.4.1施行）

事業者に関係する主な改正ポイントは以下のとおりです。

地下浸透防止措置のある施設は汚染なしに

改正水濁法第12条の4に定める構造基準に適合し、規程による点検が適切に行われていれば、「土壌汚染のおそれなし」とみなされます。

一時猶予中や操業中の形質変更等への規制

法第3条の調査猶予となっている操業中の土地について、900㎡以上の形質変更や土壌搬出をする際は届出の対象になります。

形質変更時の調査は掘削深度までに

形質変更時の調査対象とする深度は、「掘削深度+1m」（最大10mまで）となります。

土対法の概要

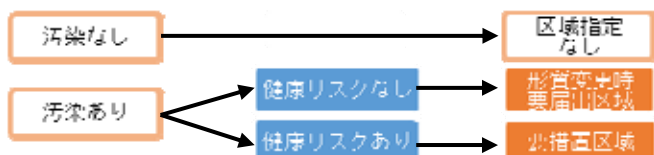
調査の契機

- ・ 有害物質を使う施設の廃止時（第3条）
- ・ 3,000㎡以上の土地の形質変更時（第4条）
- ・ 都道府県知事からの調査命令（第5条）
- ・ 区域指定の自主申請時（第14条）

指定区域

汚染の有無

区域指定



業務内容

調査・分析・測定部門（水質・大気・土壌・食品・特殊分析・環境アセスメント）
 プラント・工事・メンテナンス部門（排水・用水処理の設計及び施行・各種メテ）
 水処理薬品部門（ボイラー・空調用水処理薬品・化学洗浄関連薬品他）
 環境保全機器部門（滅菌剤・ろ過装置・各種測定計測器 他）

水生外来植物「コカナダモ」の害について

「コカナダモ」は、東北地方から九州の河川や湖沼に繁茂している北米原産の外来の水生植物です。水質の悪化した場所でも生育できるとともに、切れ端が下流に流れ漂着すると、そこで繁茂し始める特徴があります。農業用水路などで繁茂し始めると、河床を埋め尽くすように分厚く堆積し、通水阻害にもなります。また、通水が無くなる事で、底質が嫌気性になり、メタンなどのガスを発生するような害があることから、駆除が実施されています。

本種は、戦前に植物生理学の実験用に持込まれたといわれていますが、正確には不明です。野生化は1961年に琵琶湖北湖で始めて発見されました。栃木県内のラムサール条約登録湿地である「湯ノ湖」で、大規模な駆除作業が1998年から毎年実施され、今年もその様子が下野新聞に掲載されました。

この他、オオカナダモやオオカワヂシャなど、多くの外来植物が国内で繁茂し始めており、環境への影響が懸念されます。



[編集後記]

「桜」が無くなる？

春になると多くの日本人が桜を愛でます。また、お花見目当てで来日する海外の旅行者も年々増加しています。現在、栃木県南部の佐野市を中心として「クビアカツヤカミキリ」と言う外来昆虫が猛威を振るい始めています。この幼虫は主に桜を食害し、被害にあった木は、この害虫を駆除しなかった場合、数年で枯死するといわれます。食害により幹内部が空洞となった桜は、倒木する危険性があります。

栃木県南部や南関東で桜の病変に心当たりのある方々は、是非ご相談いただきたいと思います。



本社・環境科学センター・
 環境保全センター環境装置部・
 群馬営業所・茨城営業所・白河営業所は
 環境マネジメントシステム
 ISO14001:2004認証取得事業所です。
 環境科学センターは
 品質マネジメントシステム
 ISO9001:2008の認証取得事業所です。

ISO9001 ISO14001